「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則及び同施行基準の一部改正の骨子案」に対する意見提出用紙

① 該当する項目を１つだけ選択してください（必須）。

□住民　□通勤者　□通学者　□事業その他の活動を行う者　□利害関係者 （利害関係者の場合は具体的に：　　）

＊利害関係者とは、この条例施行規則及び同施行基準が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある人のことをいいます。

② 「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則及び同施行基準の一部改正の骨子案」に対する具体的なご意見をお書きください。

【記入例】 １．現行では○○などの吹田市の課題に十分対応できないため、○○と改める。 ２．近年の○○などの社会経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに○○を加える。
【ご意見】

■意見募集期間　令和8年11月2日(月) ～ 令和8年12月1日(火) 必着

＊用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただくか、適宜、付け足してください。
＊パブリックコメントは、自治基本条例に基づき認められた市政への参画手法です。